

Ⅷ 生活衛生

1 狂犬病の予防と動物愛護 生活衛生課・生活衛生係

令和3年度に供用を開始した動物愛護センターを佐世保市における動物行政の拠点として、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の接種に関する業務や、迷い犬の捕獲等を行い、狂犬病の予防に努めるとともに、動物愛護管理法に基づく引取りを行った犬・猫の飼育や治療、新しい飼い主への譲渡、犬・猫の適正飼養に関する啓発等を行い、動物愛護の推進を図ります。

[令和4年度実績]

(1) 狂犬病予防法関係

犬登録数	予防注射数	捕獲頭数	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
10,839	7,998	47	41	4	1

※処分頭数の1は病死によるもの

(2) 動物愛護管理法関係

	引取頭数	譲渡頭数	処分頭数	負傷による 収容頭数	譲渡頭数	処分頭数
犬	4	7	1	0	0	0
猫	123	87	42	48	22	22

※犬の処分頭数の1は病死によるもの

(3) 苦情・相談件数

	鳴き声	糞尿被害	放飼い	侵入	放浪	野良餌やり 多頭	引取り	負傷等	その他	咬傷事故	計
犬	5	8	6	-	22	-	7	0	43	6	97
猫	0	50	-	140	-	87	90	42	141	-	550

2 環境衛生 生活衛生課・生活衛生係

環境衛生監視員を配置し、生活衛生関係施設に関する相談に応じ、必要な指導及び監視を行うことにより公衆衛生の向上を図ります。

(1) 営業六法関係

理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法に基づき対象施設の許認可業務を行っています。また、採水検査等の監視指導を行っています。

[令和4年度実績]

区 分	施 設 数	許 認 可 数	廃 止 数	監視指導件数
理 容 所	252	3	10	9
美 容 所	654	28	20	42
クリーニング業	216	1	38	50
一般クリーニング所	60	1	2	43
取次店	156	0	36	7
公 衆 浴 場	53	3	1	31
一般公衆浴場	1	0	0	3
その他の公衆浴場	52	3	1	28
興 行 場	28	0	1	0
旅 館 業	191	9	10	27
旅館・ホテル営業	92	4	5	21
簡易宿所営業	98	5	5	6
下宿営業	1	0	0	0

(2) 特定建築物

不特定多数の人が利用する特定建築物の衛生管理に必要な事項について、監視指導を行っています。

[令和4年度実績]

区 分	事務所	店 舗	旅 館	興行場	百貨店	学 校	その他	合 計
設 置 届 出 数	28	28	19	6	2	4	11	98
監 視 指 導 数	4	6	8	0	0	2	0	20

(3) 水道法関係

専用水道、簡易専用水道、小規模簡易専用水道、その他供給施設の維持管理や採水検査等の監視指導を行っています。

[令和4年度実績]

施 設 数					行 政 検 査		
簡易水道 (民営)	専用水道	簡易専用 水 道	小規模簡易 専用水道	供給施設	一般・原水 検査	化学物質 農薬検査	監視指導 件 数
2	15	444	296	1	23	5	32

(4) 温泉法関係

温泉を公共の浴用又は飲用に利用する施設の許可業務を行っています。また、温泉成分により禁忌症、適応症及び入浴または飲用上の注意に関する掲示を行うよう監視指導を行っています。

[令和4年度実績]

施設数	許可数	廃止数	監視指導件数
30	0	3	15

(5) 化製場等

化製場の設置許可及び指定区域内での動物の飼養等に対する許可及び監視指導を行っています。

[令和4年度実績]

化製場等	死亡獣畜 取扱場	飼 養 施 設						監視指導 件 数
		牛	豚	鶏	犬	他	計	
1	14	8	2	0	1	0	11	0

(6) 家庭用品規制法関係

家庭用品によるかぶれや接触性アレルギーなどの健康被害を防止するため、規制対象の一つであるホルムアルデヒドの検査を実施し、取扱業者の衛生意識の向上を図っています。

[令和4年度実績]

試 買 検 査		
適合	不適合	合 計
24	0	24

(7) 防疫業務

感染症を媒介するそ族等の発生を予防することを目的とした、消毒業務を行っています。

3 斎場・墓地

生活衛生課・生活衛生係

(1) 斎場及び佐世保市民霊園の管理運営等

市内3ヶ所の斎場（西部芳世苑、東部芳世苑、宇久やすらぎ苑）及び佐世保市民霊園・佐世保市霊園納骨堂の管理運営、並びに、市営墓地・市有墓地の維持管理を行っています。

① 斎 場

斎 場 名	所 在 地	火葬炉数	開設年月日
西部芳世苑	大瀨町392-2	8基 (うち小型炉1基)	H20. 4. 1
東部芳世苑	下の原町591	4基	H 4. 5. 1
宇久やすらぎ苑	宇久町平1-1	2基	H11.12. 1

[令和4年度の状況]

斎 場 名	火 葬 件 数			改 葬 遺 骨	焼 却 人 一 部	遺 骸 保 管	通夜室 使 用	式 場 使 用
	市内	市外	計					
西部芳世苑	2,516	200	2,716	94	65	498	36	0
東部芳世苑	909	28	937	1	4	0	0	0
宇久やすらぎ苑	39	0	39	0	0	0	20	22
合 計	3,464	228	3,692	95	69	498	56	22

②墓地の状況

(令和5年3月31日現在)

名 称 等	所 在 地	備 考
佐世保市民霊園	大潟町	墓地区画 5,128区画
市営墓地		
高梨墓地	高梨町	墓地区画 247区画
名切墓地	名切町	墓地区画 311区画
山手墓地	山手町	墓地区画 140区画
市有墓地	市内一円	市内28ヶ所
民間墓地	市内一円	施設数 2,487施設

③納骨堂の状況

(令和5年3月31日現在)

名 称 等	所 在 地	備 考
佐世保市霊園納骨堂	大潟町	収蔵可能数 4,000体
民間納骨堂	市内一円	施設数 54施設

(2) 墓地等経営許可に関する業務

墓地、埋葬等に関する法律に基づく、墓地、納骨堂及び火葬場の経営等に係る許可及び、改葬の許可等を行っています。

4 食品衛生 生活衛生課・食品衛生係

近年、食品産業の発展による加工技術の発達、流通の国際化、消費者ニーズの多様化、健康志向など、食品をとりまく環境は、日々変化を遂げています。そういった中で、生命と健康に最もかかわりの深い食品の安全性確保が強く求められています。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による危害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、食品衛生監視員を配置し、食品取扱施設の監視指導、収去検査、講習会等を実施し施設の整備、不良食品の排除、衛生知識の普及啓発等に努めています。

(1) 営業の許可及び監視指導

食品衛生法及び長崎県条例に基づき、飲食店その他製造業等に対する許可業務を行うとともに食品取扱施設の監視を行っています。

①旧食品衛生法等に基づく許可を要する食品関係営業施設及び監視状況〔令和4年度〕

	令和4年度末 営業施設数	営業許可件数		廃業施設数	監視指導件数
		新規	継続		
飲食店	一般食堂 レストラン等	670		130	65
	仕出し屋 弁当屋	147		50	126
	旅館・ホテル	57		9	46
	その他	678		212	98
	菓子製造業	131		49	78
	乳処理業	1			15
	乳製品製造業	3			12
	集乳業				
	魚介類販売業	76		28	48
	魚介類せり売営業	2			1
	魚肉ねり製品製造業	4		4	5
	食品の冷凍又は冷蔵業	19			7
	かん詰及びびん詰食品製造業 (上記及び下記以外)	6			5
	喫茶店営業	33		66	28
	喫茶店営業(自動販売機)	106		54	22
	あん類製造業	2			2
	アイスクリーム類製造業	6		9	2
	食肉処理業	14		2	11
	食肉販売業	59		10	58
	食肉製品製造業	3			6
	乳酸菌飲料製造業	1			12
	食用油脂製造業			1	
	マーガリン又はショートニング製造業				
	みそ製造業	5		3	2
	醤油製造業	2		1	2
	ソース類製造業	5		2	2
	酒類製造業	1		1	
	豆腐製造業	4			2
	納豆製造業				
	めん類製造業	7		2	13
	そうざい製造業	49		7	21
	添加物製造業 (規格が定められたものに限る)				
	食品の放射線照射業				
	清涼飲料水製造業	5			14
	氷雪製造業	1			1
	計	2,097		586	682
	臨時営業		622		913

②改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設及び監視状況〔令和4年度〕

		令和4年度末 営業施設数	営業許可件数		廃業施設数	監視指導件数
			新規	継続		
飲食店	一般食堂 レストラン等	258	41		11	179
	仕出し屋 弁当屋	84	15		2	75
	旅館・ホテル	38	3			53
	その他	542	146		12	323
	調理の機能を有する自動販売機	11	3			12
	食肉販売業	27	4		1	35
	魚介類販売業	53	6		3	58
	魚介類せり売営業					
	集乳業					
	乳処理業					
	食肉処理業	8				10
	食品の放射線照射業					
	菓子製造業	101	27			90
	アイスクリーム類製造業	6	2		2	4
	乳製品製造業	1				
	清涼飲料水製造業	2	1			1
	食肉製品製造業	1	1			3
	水産製品製造業	23	9			31
	氷雪製造業	1				1
	液卵製造業					
	食用油脂製造業	3	2			4
	みそ又はしょうゆ製造業	2				3
	酒類製造業	2				
	豆腐製造業	2				2
	納豆製造業					
	めん類製造業	4	1			5
	そうざい製造業	44	21			35
	複合型そうざい製造業	1	1			2
	冷凍食品製造業	1				2
	複合型冷凍食品製造業					
	漬物製造業	14	8			18
	密封包装食品製造業	2				1
	食品の小分け業	1				4
	添加物製造業					
計		1,232	291			951

③届出を要する食品関係営業施設及び監視状況〔令和4年度〕

		令和4年度末 営業施設数	監視指導件数
旧許可施設で あった営業	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	168	14
	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	198	15
	乳類販売業	412	19
	氷雪販売業	2	
	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	56	
販売業	弁当販売業	2	3
	野菜果物販売業	65	73
	米穀類販売業	23	4
	通信販売・訪問販売による販売業		
	コンビニエンスストア	42	3
	百貨店、総合スーパー	50	46
	自動販売機による販売業(コップ式自動販売機) (自動洗浄・屋内設置)を除く。)	67	
	その他の食料・飲料販売業	133	45
製造・加工業	添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により 規格が定められた添加物の製造を除く。)	1	
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	
	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	10	
	農産保存食料品製造・加工業	2	
	調味料製造・加工業	1	
	糖類製造・加工業		
	精穀・製粉業	1	
	製茶業	7	
	海藻製造・加工業	1	
	卵選別包装業	1	2
	その他の食料品製造・加工業	77	7
上記以外のもの(改正法に よる改正後の 法第68条第3 項において準 用されるもの を含む。)	行商	4	
	集団給食施設	219	29
	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用 された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	2	
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの		
	その他	1	
計		1,548	260

(2) 食中毒事件

〔令和4年度発生状況〕

発生年月日	原因食品	病因物質 (分類)	原因施設	患者数	死者数
令和4年10月19日	当該施設 で提供さ れた食事	カンピロバク ター(細菌)	飲食店	6	0

(3) 収去検査

食品衛生法に基づく規格基準違反等の不良食品を排除するため、食品衛生監視員が市内で製造販売している食品を収去し、保健所試験検査課で検査を実施しています。

[令和4年度食品試験検査結果]

	試験した収去検体数	不良検体数	不良理由				
			大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	その他
魚介類	16	5	1				5
冷凍食品	無加熱摂取						
	加熱摂取(冷凍直前加熱)	1					
	加熱摂取(冷凍直前未加熱)	2					
	生食用 冷凍鮮魚介類						
魚介類加工品	3						
肉卵類及びその加工品	3						
乳製品	6	1					1
アイスクリーム類・氷菓	5						
穀類及びその加工品	9						
野菜類果物及びその加工品	19						
菓子類	18	2					2
清涼飲料水	7	1	1				
氷雪	3						
水							
缶詰・瓶詰食品	2						
その他の食品	88	14	6				12
器具及び容器包装							
おもちゃ							
牛乳及び加工乳	22						
計	204	23	8				20

(4) 行政処分

[令和4年度状況]

営業許可の取り消し	営業の禁止	営業の停止	改善命令	物品の廃棄	その他(始末書等)	告発件数	
						無許可営業	その他
0	0	1	0	0	6	0	0

(5) 佐世保市食品衛生協会の育成

協会が行う事業、特に食品衛生責任者講習会、食品衛生指導員による巡回指導等に対し積極的に協力し、営業者自身による自主管理体制の確立に努めています。

また、活動補助金を交付し、協会の自主活動の助長を図っています。

◇佐世保市食品衛生協会の概要

所在地：佐世保市高砂町5-1

会員数：2,937（令和5年3月末現在）

(6) 食品衛生啓発事業

[令和4年度営業者、消費者に対する衛生講習会開催状況]

総 数		営 業 者		消 費 者	
回 数	人 員	回 数	人 員	回 数	人 員
31	2,066	28	2,045	3	21

5 食肉衛生検査 食肉衛生検査所・検査第一係・検査第二係

食肉衛生検査所（干尽町3番地42、TEL33-5843）では、獣医師の資格を有する「と畜検査員」及び「食鳥検査員」を配置し、病気や異常のある食肉及び食鳥肉を取り除くため、牛、豚、馬、緬・山羊、鶏の個体ごとの検査（と畜検査及び食鳥検査）を実施しています。

（1）と畜検査及び食鳥検査

全ての食肉及び食鳥肉は、複数の獣医師によると畜検査及び食鳥検査を受けています。下記の検査工程を経て、合格したものが流通を許可されます。

①生体検査

家畜・鶏を生きた状態で検査します。伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、とさつが許可されません。

②解体前検査（脱羽後検査）

とさつされた家畜・鶏の血液の性状等を解体前に検査します。伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、解体が許可されません。

③解体後検査（内臓摘出後検査）

解体後の内臓や枝肉等を検査します。心臓・肝臓・肺・胃腸などの内臓検査や、枝肉・骨などの枝肉検査、皮・乳房・頭等の検査に区分されます。複数の獣医師で多角的に判断します。

伝染病や食用に適さない病気・異常が認められた場合は、食用としての流通が許可されません。

（2）精密検査

上記のと畜検査及び食鳥検査で異常が見つかり、即時判断が困難な場合には、精密検査室で微生物検査、病理検査、理化学検査、寄生虫検査、BSE検査などの専門的な検査を実施します。

（3）衛生検査・残留動物用医薬品検査・調査研究

食肉及び食鳥肉に由来する食中毒菌等の衛生検査、残留動物用医薬品等の検査を行い、衛生と安全性の確保を図ります。また課題解決や技術導入を目的とした調査研究を行います。

（4）監視及び指導

と畜場及び食鳥処理場の衛生管理が事業者によって適切に実施されているかを日々確認・検証し、必要に応じて指導を行います。

(5) 令和4年度検査状況

〔と畜検査〕

	と畜検査頭数	精密検査頭数	検査成績		
			とさつ禁止頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数
牛	11,923	75		57	10,296
豚	105,409	132		121	81,650
その他	21				
計	117,353	207		178	91,946

※一部廃棄頭数は延べ数。

〔食鳥検査〕

	食鳥検査羽数	精密検査羽数	検査成績		
			とさつ禁止羽数	全部廃棄羽数	一部廃棄羽数
ブロイラー	394,079	6		870	25,268
成鶏	20				3
計	394,099			870	25,271

※一部廃棄羽数は延べ数。

〔衛生検査・残留動物用医薬品検査・調査研究〕

	検体数	微生物検査	病理検査		残留動物用医薬品検査		理化学検査		血液検査	血清検査	その他の検査	延検査件数
			細胞	組織	直接	抽出・分別定量	血清	その他				
牛枝肉 細菌検査	60	600										600
牛枝肉 0-157 検査	60	240										240
豚枝肉 細菌検査	60	600										600
豚枝肉 サルモネラ等検査	60	287										287
食肉処理施設 衛生検査	0											0
食鳥処理 精密検査	6	18										18
食鳥処理 衛生検査	1,610	1,749									463	2,212
牛 残留動物用医薬品検査	1,092				3,171	256						3,427
豚 残留動物用医薬品検査	340				903	190						1,093
鶏 残留動物用医薬品検査	21				57	10						67
他 残留動物用医薬品検査	57				162							162
調査研究	120	1,976	7	19								2,002
その他（精度管理等）	21	196				5						201
計	3,507	5,666	7	19	4,293	461					463	10,909

(1) 統合事業

施設の老朽化や維持管理を行う組合員の高齢化など民営簡易水道が抱える課題を解決するため、民営簡易水道の市上水道統合を推進します。

〔事業概要〕

順位	グループ名	簡易水道名	事業期間
1	野中・十文野地区	楠木専用水道	H25 年度～H27 年度
2	筒井地区	平地飲料水供給施設	H26 年度～H28 年度
		筒井大石飲料水供給施設	
3	小川内地区	小川内第 1 飲料水供給施設	H27 年度～H30 年度
		小川内第 2 飲料水供給施設	
		中山飲料水供給施設	
4	柚木地区	潜木・戸平田簡易水道(公営)	H28 年度～R 元年度
		高花飲料水供給施設	
		三本木専用水道	
		戸ヶ倉飲料水供給施設	
5	野中・十文野地区	野中専用水道	R2 年度～R4 年度
		十文野専用水道	
		白仁田簡易水道(公営)	
		山住飲料水供給施設	
6	宮地区	宮簡易水道	R5 年度～未定
		宮津専用水道	
		瀬道専用水道	

(2) 維持管理に対する支援

市上水道との統合が完了するまでは、民営簡易水道の維持管理に対し、人的及び財政的支援を継続し、安全・安心で安定した水の供給に努めます。

〔民営簡易水道一覧〕

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

	水道事業名	地区	設置年	給水人口	給水戸数
1	宮簡易水道	宮	S32	2,916	1,080
2	宮津専用水道	宮	S37	201	81
3	瀬道専用水道	宮	H 元	95	33
4	里美簡易水道	柚木	H11	98	32
5	烏帽子飲料水供給施設	中部	S52	80	32
6	中尾地区飲料水供給施設	江迎	S62	32	12